

(様式1)

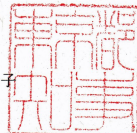
31福保子保第6156号

令和2年2月6日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

PRINCETON ACADEMY INTERNATIONAL SCHOOL 設置者 殿

東京都知事 小池 百合子



貴殿の設置する「PRINCETON ACADEMY INTERNATIONAL SCHOOL」については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称	PRINCETON ACADEMY INTERNATIONAL SCHOOL
施設の所在地	渋谷区富ヶ谷一丁目5番3号 岸ビル2階
事業開始年月日	平成22年2月1日
設置者	有限会社プリンストンアカデミー

東京都による立入調査実施日 平成30年1月15日

証明書交付年月日 平成31年2月1日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

(TEL 03-5320-4131)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。